

社会福祉法人隼人会 役員報酬規程

(総則)

第1条 この規程は、社会福祉法人隼人会（以下「法人」という。）定款第23条の規定に基づき、役員報酬等について定めるものとする。

(役員範囲)

第2条 役員とは、定款第16条に定める理事および監事をいう。

2 理事および監事とは、理事長、業務執行理事、職員を兼務する常勤理事（以下「常勤理事」という。）、非常勤理事および非常勤監事（以下「非常勤役員」という。）をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員報酬等は、報酬、賞与および退職慰労金を別表1、2および3に定める基準額のとおり支給する。

- 2 常勤理事への支給については、上記に関わらず、職員就業規則を適用する。
- 3 施設の長を兼務している役員報酬は別表1の基準額を上限として、その一部を給与規程の施設長の給与相応額とする。

(報酬等の支払方法)

第4条 月額報酬については、当月分を翌月10日（当日が金融機関の休業日の場合にはその前営業日）に本人の指定した金融機関の口座に振り込む。月の途中で就任、退任する場合においても、別表1に定める金額を支給する。

2 非常勤役員報酬は、1年目の就任日、2年目以降はその応当日（応当日が金融機関の休業日の場合にはその前営業日）に本人の指定する金融機関の口座に振り込む。任期中の年度の途中で就任、退任する場合においても、別表1に定める金額を支給する。

3 賞与については、職員の支給日と同日に別表2に定める基準額を本人の指定した金融機関の口座に振り込む。

4 退職慰労金については、別表3に定める基準額を退職後6か月以内に金融機関口座に振り込む。

5 報酬等の支払において法令に基づき控除すべき金額がある場合は、その金額を控除して支給する。

(出張旅費)

第5条 出張は、理事長の決定に基づき派遣される。出張旅費は交通費、宿泊費、燃料費、参加費とする。

2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃および指定席料金など付随する費用を支給する。

3 宿泊費は宿泊に伴う室料およびサービス料など付随する費用とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。

4 自家用車を使用した場合は、燃料費として別表4に定める金額を支給する。

5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費および雑費等は、その用途を明記した領収書等をもって実費を支給する。

6 常勤理事は、上記に関わらず、職員就業規則を適用する。

(出張旅費の精算)

第6条 出張者は、出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

(傷病見舞金)

第7条 役員が傷病により入院したときは、別表5に定める傷病見舞金を支給する。

2 常勤理事は、上記に関わらず、職員就業規則を適用する。

(災害見舞金)

第8条 役員が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表5に定める災害見舞金を支給する。

2 常勤理事は、上記に関わらず、職員就業規則を適用する。

(弔慰金)

第9条 役員が死亡したときは、別表6の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花および弔電を供えることができる。

2 常勤理事は、上記に関わらず、職員就業規則を適用する。

(親族等への香華料)

第10条 役員の親族等が死亡したときは、別表7に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花および弔電を供えることができる。

2 常勤理事は、上記に関わらず、職員就業規則を適用する。

(規程の改廃)

第11条 この規程を改廃しようとするときは、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

この規程は、平成19年4月1日より施行する。

この規程は、平成23年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年3月12日より施行する。

この規程は、令和元年12月5日より施行する。

この規程は、令和2年3月24日より施行する。

別表 1 (報酬)

対象者	報酬支給基準額
理事長	月額1,500,000円
業務執行理事	月額1,100,000円
非常勤役員	年額100,000円

別表 2 (賞与)

対象者	賞与種別	賞与支給基準額
理事長および 業務執行理事	夏季賞与	月額報酬×1.8か月分
	冬季賞与	月額報酬×1.8か月分
	期末賞与	月額報酬×0.6か月分

別表 3 (退職慰労金)

対象者	退職慰労金支給基準額
理事長	直近の月額報酬×在任年数×2.5
業務執行理事	直近の月額報酬×在任年数×1.8
非常勤役員	10,000円×在任年数

別表 4 (燃料費)

対象者	支給基準額
理事長	実 費
業務執行理事	実 費
非常勤役員	埼玉県内3,000円 県外5,000円

別表 5 (傷病、災害見舞金)

見舞金種別	支給基準額
傷病見舞金 (私傷病見舞金)	10,000円
傷病見舞金 (業務上傷病による見舞金)	30,000円
災害見舞金 (被害の程度のより)	10,000円以上50,000円以内

別表6（弔慰金）

対象者	支給基準額	備考
理事長	100,000円	弔電・生花
業務執行理事	70,000円	
非常勤役員	50,000円	

別表7（香華料）

対象者	支給基準額	備考
配偶者	30,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
配偶者の父母、義父母	10,000円	
子	30,000円	
祖父母	10,000円	
兄弟	10,000円	